

小牧市政記者クラブ同時

2024年3月4日（月）  
愛知県尾張県民事務所環境保全課  
環境保全第二グループ  
担当 中村、山田  
ダイヤル 052-961-7255  
愛知県環境局環境政策部水大気環境課  
水・土壌規制グループ  
担当 中根、荒木  
内線 3050、3057  
ダイヤル 052-954-6225

## 小牧市における土壌汚染について

日本特殊陶業株式会社（名古屋市東区）が、小牧市内の小牧工場（第14工場）において、自主的に土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、同社から愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

### 1 報告内容

(1) 報告者

日本特殊陶業株式会社

(2) 報告年月日

2024年3月4日（月）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

日本特殊陶業株式会社 小牧工場（第14工場）  
愛知県小牧市岩崎原<sup>いわさきはら</sup>一丁目243番6の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 <sup>注2</sup>
ふっ素及び その化合物	0.85mg/L (1.1倍) <sup>注1</sup>	0.8mg/L 以下	0～0.5m	1 / 49

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

土壌汚染が判明した場所は工場建屋内であり、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

### 2 今後の対応

事業者は、地下水モニタリング及び汚染土壌の掘削除去を実施する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導します。

### 3 事業者の連絡先

日本特殊陶業株式会社 グローバル戦略本部  
コーポレートコミュニケーション室 齋藤  
住所 愛知県名古屋市中区東桜一丁目1番1号  
電話 052-218-6248

### 4 調査対象地の概要

#### (1) 面積

519.87 m<sup>2</sup>

#### (2) 調査対象地の利用状況

当該地は1962年頃から事業場の敷地として利用されており、2006年から主に半導体の製造を、2012年からはプラグ製品の試験や試作品を製造するなど日本特殊陶業株式会社の事業場として利用されています。事業場ではめっき工程や試験等でふっ素及びその化合物の取扱履歴があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参 考

### ○ 基準を超過した特定有害物質について

#### ・ ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯<sup>はんじょうし</sup>が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)